

# レーザークリーニングによる水蒸気酸化スケール除去について(5)

今月は、レーザークリーニング作業エリアの安全性確保について御説明します。



心も体もご健康に！

日本ビーム株式会社

〒672-8043 兵庫県姫路市飾磨区上野田3-25

TEL. 079-240-9443、FAX. 079-234-4531

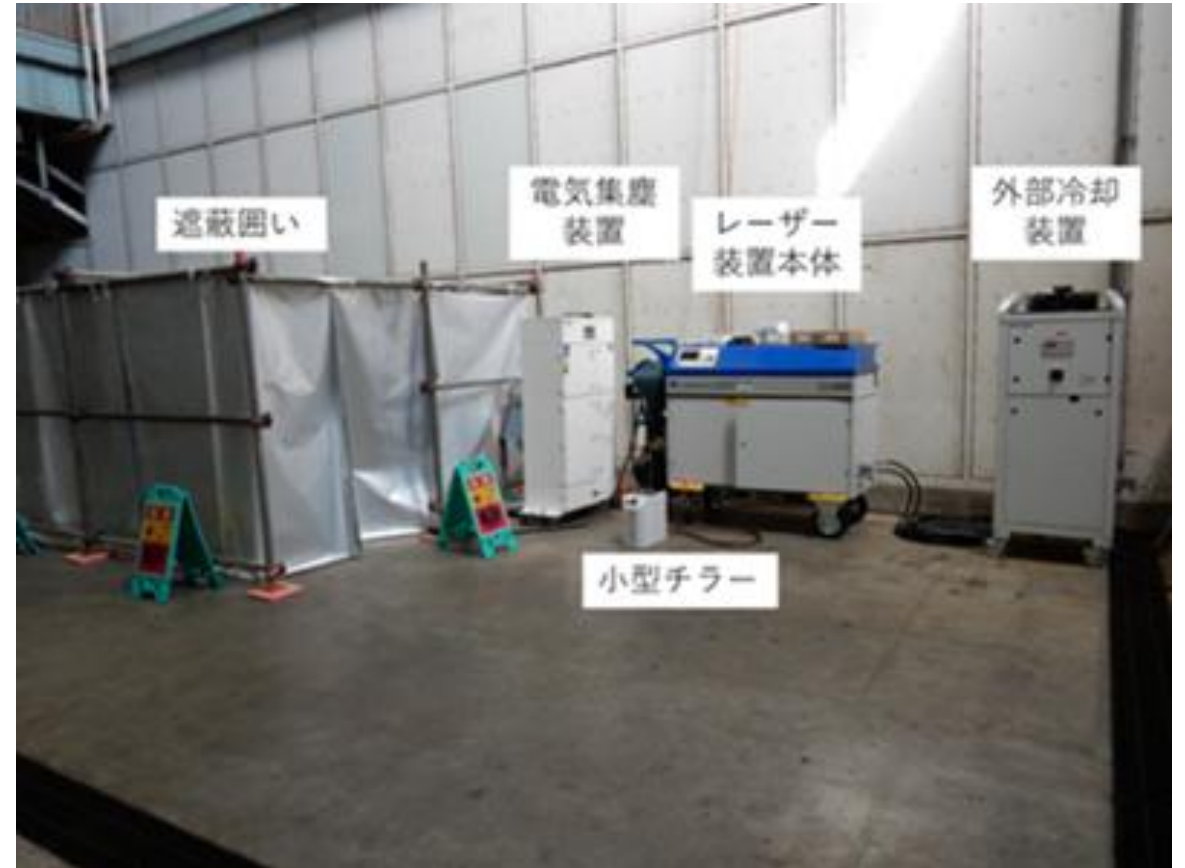
Home Page: <https://japanbeam.net/>

# レーザークリーニング作業エリアの安全性確保 1

- 1) **作業エリア内**：作業員、見学者 →レーザー光の仕様に合ったレーザー保護メガネを着用する
- 2) **作業エリア外**：周辺作業員 →目にレーザー光が直接入らないよう遮蔽シートで区画する



① 遮蔽シート取付けフレームを設置する



- ② 遮蔽シートで作業エリアを覆う。
- ③ この後、外側を防災シートで覆い、安全標識を付ける

# レーザークリーニング作業エリアの安全性確保 2

## なぜ、レーザー作業エリアは外部と区画する必要があるか？

改正 基発0325002号『レーザー光線による障害の防止対策について(労基局長)』より、

- ・レーザー光線による障害防止対策に関する計画の作成及び実施
- ・レーザー管理区域(レーザー機器から発生するレーザー光線にさらされるおそれのある区域)の設定及び管理
- ・その他レーザー光線による障害を防止するために必要な事項

➡レーザー光線を遮蔽することによって、レーザー光線にさらされるおそれのある区域を限定する

また、弊社のクリーンレーザーシステムCL1000(1000W)はレーザークラス4に分類され、レーザー管理区域には次の事項が必要

- (1) レーザー管理区域を囲い等により、他の区域と区画し、標識等によって明示すること。
- (2) レーザー管理区域は、関係者以外の者の立ち入りを禁止し、その出入口には、必要に応じ、自動ロック等の措置を講じること。
- (3) 関係者以外の者がレーザー管理区域に立ち入る必要が生じた場合は、レーザー機器管理者の指揮のもとに行動させること